

# 国民年金だよ



◆会社を退職(失業)される方へ。国民年金への変更手続きが必要になります。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職(失業)されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

また、勤務先を退職(失業)された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。なお、退職(失業)して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

●手続について  
年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書

類を持って、住民課窓口にお越しください。

◆産前産後期間の保険料免除制度があります！

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算される上、老齢基礎年金額に満額が反映されます。



◆令和4年4月1日から国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ切替えになります。

これまで、20歳到達などで初めて年金制度へ加入する方や再交付の申請をした方等に対し、年金手帳が交付されていましたが、令和4年4月1日以降、次の通り取扱いが変更になります。

●交付について

令和4年4月1日以降に初めて年金制度へ加入する方(20歳に到

達した方、20歳前に厚生年金保険の被保険者となった方等)に対し、年金手帳に替わり、基礎年金番号通知書が交付されます。

既に年金手帳を交付されている方には、基礎年金番号通知書の交付は行われません。

また、お手元にある年金手帳は、令和4年4月1日以降も「基礎年金番号を明らかにすることができない書類」として、引き続きご利用いただけます。

●再交付について

年金手帳を紛失等により再交付を希望する方に対しては、令和4年4月1日以降の再交付は基礎年金番号通知書が交付されます。

なお、令和4年4月1日以前に年金手帳の再交付申請書が提出されている場合であっても、交付日が令和4年4月1日以降となる場合、基礎年金番号通知書が交付されます。

●事業者への提出について

厚生年金保険の被保険者資格取得の際、事業主に個人番号を提供した場合は、事業主への「基礎年金番号を明らかにすることができ

る書類(基礎年金番号通知書等)」の提出は不要となります。

◆年金相談・お手続きの際は、ぜひ予約を



日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

②お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166-72-5002